

小規模多機能型居宅介護 しらかみ長寿の里

「指定小規模多機能型居宅介護」

「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」

重 要 事 項 説 明 書

(令和5年4月1日 現在)

当事業所は、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防にあたっては、指定介護予防小規模多機能型介護サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介事業所
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 平成26年3月24日指定 |
| (2) 事業所番号 | <u>0590200135</u> |
| (3) 事業所の目的 | 介護保険法の理念に基づき、要支援状態または要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できることを目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能型居宅介護 しらかみ長寿の里 |
| (4) 事業所の所在 | 秋田県能代市青葉町 5-33 |
| (5) 電話番号 | 0185-89-5721 |
| (6) 管理者氏名 | 宮腰 菜穂子 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。 |
| (8) 開設年月日 | 平成26年4月1日 |
| (9) 事業の実施地域 | 能代市 |
| (10) 営業日 | 年中無休とします |
| (11) 営業時間 | ア. 通いサービス（基本時間） 9:20～16:20
イ. 宿泊サービス 16:20～9:20
ウ. 訪問サービス 24時間 |
| (12) 定員 | 登録定員 25名
通いの1日の定員 15名
泊まりの1日の定員 9名 |

(13) 居室等の概要・・・当事業所では以下の居室、設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個 室	9 室	全室個室
居 間・食 堂	1 室	
台 所	1 室	
浴 室	2 室	ユニットバス 2 室
トイレ	3 箇所	
事務室	1 室	
機能訓練室	1 室	
地域交流室	1 室	無料

※ 利用者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者または家族等にご相談の上決定するものとします。

2. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防にあたっては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者 (看護師と兼務)	常勤 1 名	業務及び従業員の管理
介護支援専門員 (介護職員と兼務)	常勤 1 名	小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防 小規模多機能型居宅介護の作成及びその交付
看護職員 (管理者と兼務)	常勤 1 名	入居者の健康管理、医療機関との連絡・調整
介護職員 (管理者兼務 1 名) (介護支援専門員兼務 1 名)	常勤 7 名 以 上	指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護 予防小規模多機能型居宅介護の提供

3. 当事業所が提供するサービス内容

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- ①利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付対象となるサービス）
- ②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険給付とならないサービス）

（1）介護保険給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

ア 通い・宿泊サービス

①入浴

- ・ 入浴（一般浴）または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

②排泄

- ・ 利用者の状況に応じて排泄の介助を行います。

③健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

④送迎サービス

- ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

● 身体介護

- ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④食事介助 ⑤体位変換 ⑥入浴介助
- ⑦整容介助 ⑧身体の清拭・洗髪 ⑨服薬管理 ⑩通院介助 等

● 生活援助

- ①調理 ②洗濯 ③住居の掃除・整理整頓 ④買い物

※ サービス提供する場合について、大がかりな掃除等の直接本人の日常生活上の援助に属しないと判断される行為は致しかねますのでご理解ください。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

ア 食事の提供（食事代）

イ 居住費

ウ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくのが妥当であるものにかかる費用を負担いただきます。

注）経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行なう日から1ヶ月前までにご説明します。

4. サービス提供の記録

- ① 提供した小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防にあたっては、介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の提供に関する必要な記録を整備します。
- ② 上記の記録は契約後5年間、適正に保管します。
- ③ 利用者または利用者の家族は、いつでも上記の記録を閲覧し複写物の交付を受けることができます。

5. 利用料金

- (1) サービスを利用した場合に負担していただく利用料は、別表のとおりです。
- (2) 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担を変更します。

6. 利用料金のお支払い方法

- (1) 原則としてご利用者に対し、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- (2) 当月利用料は、翌月末日までに現金または口座引き落とし、口座振込みによりお支払ください。

7. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用の中止または変更、若しくは新たなサービスを追加することができます。
- (2) サービスを中止される場合については、キャンセル料はいただきませんが、実施日の前日までに事業所へ申し出てください。
- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

8. サービス利用にあたっての留意事項

- 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代金をお支払いしていただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動、営利活動はご遠慮ください。
- 事業所内での喫煙はできません。

9. 身体的拘束等について

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

緊急やむを得ない場合とは、

- (1) 当該利用者又は利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- (2) 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- (3) 身体的拘束等が一時的であること。

上記の要件を満たす状態の場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においての行うものとし、経過観察や再検討の結果等を記録します。

10. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の人権擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 衛生管理

- (1) 事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。
また、空調設備により適温の確保に努めています。
- (2) 職員の健康管理を徹底し、職員の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。
- (3) 利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。

12. 事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故等があった場合は、事故、緊急マニュアルに従い、所定の方法にて消防署へ救急車の出動要請、家族への連絡を速やかに行ない、利用者の安全第一を考えて行動いたします。併せて損害賠償についても滞りなく行ないます。

また、区市町村へ文書等で報告提出し、事故についての検討会を開催、その会議文書、事故報告書の内容を記録し、再発防止に努めます。

13. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

14. 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な

しらかみ長寿の里	所在地	能代市青葉町 5-33
	電話番号	0185-89-5721

理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。

ただし、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得た場合には、業務上

必要な場合に限り
個人情報を利用する場合があります。

15. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

	FAX番号 0185-89-5722
苦情対応担当者	しらかみ長寿の里 職員
苦情対応責任者	しらかみ長寿の里 管理者 宮腰 菜穂子
能代市 長寿いきがい課	所在地 能代市上町1-3
	電話番号 0185-89-2157
	受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地 秋田市山王4-2-3 市町村会館4階
	電話番号 018-883-1550
	受付時間 月～金曜日 9:00～16:00

16. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、家族、地域住民の代表者、能代市の担当職員もしくは地域包括支援センター

の職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催：隔月で開催

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

17. 協力医療機関

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の変化の急変等に備えて以下の協力医療機関として連携体制を整備しています。

協力医療機関：白坂内科胃腸科病院 住 所：能代市東町 14-3
電話番号：0185 - 54-6624

みなみ歯科 住 所：能代市河戸川字大須賀 52-3
電話番号：0185-52-8117

● 看護師の体制

当事業所では看護師を配置し、日常的な健康管理にあたります。また、看護師不在の場合でも、24 時間連絡可能な体制を整備しています。

18. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年 2 回、ご利用者も参加して行います。

<消防用設備>・・・自動火災報知機、消火器等消防法による設備を設置しています。

<防火管理者>・・・石山 紀代子

19. 重要事項の変更

上記の概要に変更が生じた場合には、口頭または文書によりお知らせいたします。

20. 事業者の概要

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 しらかみ長寿会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県能代市青葉町5-16 |
| (3) 電話番号 | (0185) 88-8835 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 柏木 喜代子 |

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護サービス及び予防介護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>	社会福祉法人 しらかみ長寿会
<住 所>	能代市青葉町5-16
<説明者>	小規模多機能型居宅介護 しらかみ長寿の里

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、受理いたしました。

ご利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

ご家族様

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）